

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
【告示】		障害福祉課		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定		〃		〃
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新		〃		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃		〃
○ 指定居宅サービス事業者等の指定		長寿社会課		
○ 児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査の実施		都市計画課		〃
【公告】		県民生活交通課		
○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請		情報政策課		〃
○ 落札者等の決定		建築指導課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		生活安全企画課		〃
【公安委員会】		〃		
○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施		〃		〃
○ 〃		〃		

◎岡山県告示第五百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関		指定年月日	
名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人清梁会高梁中央病院	高梁市南町五三	整形外科	平成二十九年十二月一日
さとう記念病院訪問看護ステーション	勝田郡勝央町黒土四五	訪問看護（腎臓）	平成二十九年十二月一日
アイン薬局吉備中央店	加賀郡吉備中央町吉川七五二〇一〇	調剤	平成二十九年十二月一日
はやぶさ薬局	玉野市田井五丁目三一二一五号	調剤	平成二十九年十二月一日

◎岡山県告示第五百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関			
名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
成羽かわかみ薬局	高梁市成羽町下原三二六一	調剤	平成二十九年十二月一日
エスマイル薬局成羽店	高梁市成羽町下原四一二	調剤	平成二十九年十二月一日

◎岡山県告示第五百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

株式会社服部薬局上河原北店

津山市上河原三三二一五

調剤

平成二十九年十月三十一日

◎岡山県告示第五百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

サン・オークス津山ショートステイ

2 所在地

岡山県津山市紫保井一四六四番

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社両備ヘルシーケア

2 所在地

岡山県岡山市中区森下町五番五号

三 指定年月日

平成二十九年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三六〇

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第五百七十九号

平成三十年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金或未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マニフェストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号ロに規定する役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。（2）及び（3）において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。（3）において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8(1)から(3)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び法務局長が発行する登記されていないことの証明書（(11)の受任者に係るものを含む。）

(3) 県民局長が発行する県税の納税証明書

(4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 二8及び9の者に該当しない旨の誓約書

(9) 二3及び4の許可を受けていることを証する書類

(10) 電子マニフェストシステムに加入していることを証する書類

(11) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状

- (12) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し
- (13) (1)の申請書に記載した年度の下水汚泥の運搬の実績を証する書類
- (14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間

平成三十年一月五日（金）から同月三十一日（水）までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日という。六1において同じ。）を除く。

3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課

〒七〇〇―八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号

電話 〇八六―二三三―九八三八

4 提出方法

2の期間内の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の場所へ持参することとし、郵送又は信書便による提出は認めない。

四 入札参加資格の審査事項

1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績

2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち

二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 二3の許可を受けた車両であること。

(2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八〇メートル以下、幅二・五〇

メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。

(3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。

(4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。

3 直前決算における自己資本金

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数

6 申請時までの営業年数

7 その他知事が必要と認める事項

五 入札参加資格の有効期間

申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日までとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三3の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百八十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ用の紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三3の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三3の場所

〔五一〕 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十九年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年十一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

三 代表者の氏名

原 憲一

四 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町虫明六二五三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等を「ユネスコ世界文化遺産」として、ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物を「ユネスコ世界の記憶」としてそれぞれ登録することを目指す。これらの取り組みを通じて、ハンセン病患者に対する隔離政策がもたらした人権侵害と地域社会への影響を検証するとともに、ハンセン病に対する偏見・差別の中にあつても力強く生き抜いて来た回復者等の営みを後世に伝えることで、世界中のハンセン病回復者等の真の名誉回復を図り、もって人類の抱える様々な偏見・差別の解消に寄与することを目的とする。

平成29年12月5日 岡山県公報 第11946号

〔五一二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県本庁LAN機器の更新に係る機器の借上げ及び保守 一式

二 借入期間

平成三十年二月一日から平成三十五年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十九年十一月二十二日

五 落札者の氏名及び住所

N T T ファイナンス株式会社

広島県広島市中区立町二番二七号

六 落札金額

一月当たり八一四、二二二円（うち消費税額及び地方消費税の額六〇、三二二円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年十月十日

〔五一三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内 一一七―九、一一七―一一、一一七―一八、一

一一七―一九、一一七―二〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区万倍八四―四プロス。ペリテイ万倍二〇三

森本 辰麻

三 許可番号

岡山県指令建指第一六三号

◎岡山県公安委員会告示第百九十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十九年十二月五日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。）

日	時	場	所
平成三十年一月八日（月） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成三十年一月十一日（木） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成三十年一月十五日（月） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成三十年一月十八日（木） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成三十年一月二十二日（月） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成三十年一月二十四日（水） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	

平成29年12月5日 岡山県公報 第11946号

平成三十年一月二十九日(月) 午前十時	平成三十年二月五日(月) 午前十時	平成三十年二月七日(水) 午後一時	平成三十年二月十二日(月) 午前十時	平成三十年二月十五日(木) 午後一時	平成三十年二月十九日(月) 午前十時	平成三十年二月二十二日(木) 午後一時	平成三十年二月二十六日(月) 午前十時	平成三十年三月五日(月) 午前十時	平成三十年三月九日(金) 午後一時
倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

2 スキート射撃（クレイがセンターボールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日	時	場	所
平成三十年一月五日（金）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成三十年一月十一日（木）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
平成三十年一月十二日（金）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場

平成三十年三月十二日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成三十年三月十四日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
平成三十年三月十九日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成三十年三月二十二日（木）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
平成三十年三月二十六日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場

平成29年12月5日 岡山県公報 第11946号

午後一時 平成三十年二月二十二日（木）	午前十時 平成三十年二月十六日（金）	午後一時 平成三十年二月十五日（木）	午前十時 平成三十年二月九日（金）	午後一時 平成三十年二月七日（水）	午前十時 平成三十年二月二日（金）	午前十時 平成三十年一月二十六日（金）	午後一時 平成三十年一月二十四日（水）	午前十時 平成三十年一月十九日（金）	午後一時 平成三十年一月十八日（木）
岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場			倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場

平成29年12月5日 岡山県公報 第11946号

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

平成三十年二月二十三日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年三月二日（金） 午前十時	
平成三十年三月九日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年三月九日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年三月十四日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年三月十六日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年三月二十二日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年三月二十三日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年三月三十日（金） 午前十時	

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第百九十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十九年十二月五日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場 所
平成三十年一月十六日（火）	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成三十年一月二十三日（火）	午前九時	
平成三十年一月三十日（火）	午前九時	
平成三十年二月六日（火）	午前九時	
平成三十年二月十三日（火）	午前九時	
平成三十年二月二十日（火）	午前九時	
平成三十年二月二十七日（火）		

午前九時	平成三十年三月六日（火） 午前九時	平成三十年三月十三日（火） 午前九時	平成三十年三月二十日（火） 午前九時	平成三十年三月二十七日（火） 午前九時

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。